



令和3年度

# 商工会マンスリー9月号

池田町商工会

会員数 551件(R3. 8.31 現在)

TEL 45-8000 FAX 45-8186

E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp

## 会員加入

8月30日の理事会で承認を受け、下記の方々に会員加入いただきました。よろしくお祈りします。

地区	氏名	業種	事業所名	地区	氏名	業種	事業所名
六之井	高橋 通治	飲食業	かたか喫茶 和	萩原	弓削 英香	建築業	コレビデザイン舎

## 施策

### 岐阜県売上減少事業者等支援金について

岐阜県売上減少事業者等支援金とは、2021年4月から6月に実施された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置もしくはまん延防止等重点措置または岐阜県の非常事態宣言等独自措置に伴う、飲食店の営業時間短縮または休業もしくは不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、売上が減少した岐阜県内に本店または主たる事務所を有する中小企業その他の法人等およびフリーランスを含む個人事業者に対して、事業継続を支援するため岐阜県より支援金を給付します。

☆給付額 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上  
中小法人等：上限10万円/月、個人事業者等：上限5万円/月

### ☆給付要件等

区分	1)飲食店の休業・時短営業の影響	2)外出自粛等の影響
要件	対象措置に伴う要請等により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて、2021年4月～6月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者。ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の月次支援金の対象とならない場合は給付対象。	対象措置に伴う要請等により不要不急の外出・移動の自粛等をした個人顧客と継続した直接的な取引があることによる影響を受けて2021年4月～6月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者。ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の月次支援金の対象とならない場合は給付対象。
	【中小法人等・個人事業者等 共通】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること。確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の住所欄上段に記載の住所）が岐阜県内にあること。</li> <li>2021年3月31日時点で事業を営んでおり、売上減少事業者等支援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。</li> </ul>	
	【中小法人等】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。</li> <li>資本金の額又は出資の金額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</li> </ul>	
	【個人事業者等】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあっては被雇用者又は被扶養者ではないこと。</li> </ul>	
	※2021年4月～6月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月の売上と比較して50%以上減少している月がある場合は、国の月次支援金の給付対象となります。ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の月次支援金の対象とならない場合は売上減少事業者等支援金の給付対象となります。	

- ☆必要書類
- ①申請書（様式1）
  - ②売上減少理由書（様式2）
  - ③取引先事業者情報一覧（様式3）
  - ④誓約書（様式4）
  - ⑤自らの販売・提供先との反復継続した取引
  - ⑥本人確認書類の写し
  - ⑦確定申告書類等の写し
  - ⑧売上帳簿の写し
  - ⑨給付金・補助金等の受領を証明する書類の写し
  - ⑩申請書類チェックリスト
- 又は個人顧客との継続した取引を証明する書類等（帳簿書類及び通帳の写し）

### ☆申請方法 郵送でのみ受付

☆申請期間 令和3年9月30日（木）まで（当日消印有効） ※申請は1事業所につき1回限りです。

☆問合せ先 岐阜県売上減少事業者等支援金 相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-272-8310 受付時間：9時から17時まで

## 労務

### 令和3年度『全国労働衛生週間』の実施

スローガン「向き合おう！こころとからだの健康管理」

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的とする。

\* 実施期間：令和3年10月1日～10月7日（準備期間：令和3年9月1日～9月30日）

【監督署長、一言メッセージ 「労働災害防止の5つのポイント」】

労働者の一人ひとりが、安全は他から与えられるものではなく、自らの努力により得られるもので、あるという認識を持ち、積極的に安全の問題に参画することが大切です。

- ①当事者意識を持つ
- ②役割をきちんと認識する
- ③知恵を出し合う
- ④危険への感受性を高める
- ⑤継続する

## 経営

### 『無料法律相談会のご案内』

日程	時間	場所	講師
令和3年 9月 7日（火）	13:00～17:00	OKB ふれあい会館または zoom オンライン相談	南 圭一 弁護士
令和3年 9月 21日（火）	13:00～17:00	OKB ふれあい会館または zoom オンライン相談	かな口 崇 弁護士
令和3年 10月 5日（火）	13:00～17:00	OKB ふれあい会館または zoom オンライン相談	南 圭一 弁護士
令和3年 10月 19日（火）	13:00～17:00	OKB ふれあい会館または zoom オンライン相談	かな口 崇 弁護士

## 情報

### 商工会の『WEBセミナー』を利用して経営に役立てよう

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます。

#### 【ご利用方法】

- ①池田町商工会のホームページに貼られたバナーをクリック。
- ②専用IDとパスワードを入力します。
- ③600本以上の豊富なラインナップが無料で視聴可能。

ログインID	4041	パスワード	4041
--------	------	-------	------

### 9月・10月の金融相談日

㈱日本政策金融公庫では、事業資金の円滑な融資のため毎月第2火曜日に金融相談日を開設します。融資申込みに限らず現有借入金の借替え、返済条件の変更等どんな相談でもOK。

相談をご希望の方は、面接時間調整のため、事前に商工会事務局までご連絡下さい。

(1)と き 9月14日（火） ・ 10月12日（火） 午前10時～正午まで

(2)と ころ 揖斐川町商工会館 2階研修室

## 行事

### 行事予定

- 9月17日（金）：経営改善普及事業等の実施に関する監査（岐阜県）
- 9月21日（火）：青色申告会記帳確認
- 9月22日（水）：青色申告会記帳確認



☆商工会員さんの事業所名、住所、代表者名などに変更があった場合はお早めにご連絡ください☆